

沖縄県看護職人材育成研修実施要項

(目的)

第1条 沖縄県看護職人材育成研修は、介護保健施設、事業所等において看護業務に従事する者を対象に、高齢者ケアに必要な知識及び技術を習得させ、看護実践能力の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は沖縄県とする。ただし、適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等（以下「事業者」という。）に委託することができる。

2 事業者に委託して実施する場合、実施主体の長は、当該事業が適正かつ効果的に行われるよう指導監督するものとする。

(研修対象者)

第3条 研修対象者は、介護保健施設、指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所等に勤務する看護職員とする。

(研修方法)

第4条 研修は、講義・演習形式により行うものとする。

(研修内容等)

第5条 研修の内容は、看護業務に携わる者が、業務を遂行する上で必要となる最低限の知識及び技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な看護業務を行うことができるようにするものとする。ただし、地域性や受講生の希望等を考慮して、必要な科目（項目）等を追加することは差し支えない。

(受講手続)

第6条 研修の受講を希望する者は、事業者が定める募集要項等により受講申込を行うものとする。

(費用)

第7条 研修の実施に必要な費用のうち、一部を受講者負担とすることができる。

(委任)

第8条 この要項に定めのない事項については、知事が別に定めるものとする。

附則 この要項は、平成29年4月6日から適用する。